

2024年6月18日

各位

大阪市中央区道修町二丁目6番8号
住友ファーマ株式会社
代表取締役 野村 博

東京都中央区新川一丁目17番24号
NMF茅場町ビル5階
FrontAct 株式会社
代表取締役 野村 武彦

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

住友ファーマ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及びFrontAct 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024年5月9日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年6月18日として、吸収分割会社のフロンティア事業推進室が営む事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、会社法の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

なお、本吸収分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。

記

1 本吸収分割が効力を生じた日

2024年6月18日

2 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第784条の2）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2024年5月10日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第796条の2）

本吸収分割において、会社法第796条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

本吸収分割において、会社法第797条の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に従い、2024年5月10日付の官報へ公告を掲載し、かつ、知れている債権者への個別の催告を行いました。申述期限までに同条第1項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2024年6月18日をもって、吸収分割会社から、吸収分割契約に定める吸収分割会社のフロンティア事業推進室の営む事業に関する権利義務を承継しました。吸収分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ2,483百万円（概算値）、184百万円（概算値）です。

5 本吸収分割の変更の登記をした日

本吸収分割の変更登記申請は、2024年7月1日までに行う予定です。

6 その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上